

Microsoft 365 利用要項

平成 28 年 3 月 24 日
情報統括本部長決定
令和 3 年 10 月 20 日
最 終 改 正

1 趣旨

この要項は、マイクロソフト社の Microsoft 365 Education（以下「Microsoft 365」という。）の利用について必要な事項を定めるものである。情報統括本部が提供する Microsoft 365 サービスの利用及び管理に関して必要な事項を定め、もって Microsoft 365 サービスを安定的に運用することを目的とする。

2 利用者

- (1) Microsoft 365 サービスを利用することのできる者（以下「利用者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ① 有効な全学共通 ID（SSO-KID）を持つ教職員及び学生等
 - ② その他情報統括本部長が適当と認めた者
- (2) 利用者は、Microsoft 365 の機能を使用して作成・保存したファイル等のデータについて、必要に応じ、自らの責任においてバックアップを作成することとする。
- (3) 利用者は、関係法令、本学規則及びポリシー等を遵守し、著作権侵害等を起こす可能性のある情報や公序良俗に反する情報の保存、共有、公開をしてはならない。
- (4) 利用者は、卒業又は退職等の事由により (1) の条件を満たさなくなった場合は、Microsoft 365 の利用資格を失う。

3 管理者

- (1) 情報統括本部は、Microsoft 365 のサービスの管理者として、管理権限を有する。
- (2) 情報統括本部（以下「管理者」という。）は、Microsoft 365 の管理者として、その管理権限に基づき、必要に応じて第 4 項及び第 5 項に定める措置を講ずることができるものとする。

4 適切な利用環境の維持

- (1) 管理者は、関係法令、本学規則及びポリシー等に違反している場合、行政当局・司法当局等の命令、要望などがあつた場合、及び情報漏洩や著作権侵害等の疑いがある場合には、管理権限に基づき、当該利用者への確認なく Microsoft 365 の利用停止、アクセス権の削除、及びファイルの保存・削除等の強制的な措置を行うことができるものとする。なお、強制的な措置を行った場合、原則として当該利用者へ通知するものとする。
- (2) 管理者は、適切な利用環境の維持のために必要と判断した場合、利用者へ調査等の協力を依頼することができる。なお、依頼を受けた当該利用者は、この指示に速やかに従わなければならない。
- (3) 管理者は、適切な利用環境の維持のために必要と判断した場合、Microsoft 365 で提供する個別サービスの機能追加、変更及び削除を行うことができる。
- (4) 管理者が上記(1)から(3)の措置をとったことによって消失したファイル等のデータに関して、管理者は、復元等の一切の責任を負わない。
- (5) 管理者が上記(1)から(3)の措置を行ったことによって当該利用者又は第三者に何らかの損害が

生じても、管理者は一切の責任を負わない。

5 警察機関等への通報等

Microsoft 365 の利用に関し、法令遵守、情報セキュリティ等の観点から管理者が必要と判断した場合、管理者は警察機関又は他の関係機関へ通報することができる。

6 保存する情報の範囲

Microsoft 365 の情報保存・共有機能は、九州大学が保有する情報の格付け及び取扱制限に関する規程（平成 29 年度九大規程第 58 号）の機密性 1 又は機密性 2 に相当する情報を保存・共有するために利用し、同規程の機密性 3 に相当する情報を保存してはならない。

7 雑則

この要項に定めるもののほか、Microsoft 365 の利用に関し必要な事項は、情報統括本部長が別に定める。

8 その他

この取扱いは、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 記

この取扱いは、令和 3 年 10 月 20 日から実施する。